

平成28年10月31日

## 建設工事入札参加資格者名簿における「解体工事」の取扱いについて

平成28年6月1日に改正された建設業法が施行され、建設業許可に係る業種区分に解体工事業が新設されたことに関し、本市における建設工事競争入札参加資格における工事種別の「解体工事業」については、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

平成29・30年度入札参加資格申請では、業種として解体工事での追加は行わず、「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」については、「とび・土工・コンクリート工事」で受付を行います。

解体工事業の入札参加申請の受付時期については、詳細が決定次第、本市のホームページ上でお知らせすることとしております。